

決議等ヲ為サ、ルコト

五 参加者及携帶品並集散ニ對スル注意

- (1) 参加者ハ許可ヲ得タル組合員ニ限りソレ以外ノ者ヲ参加セシメサルコト
- (2) 東京府以外ノ地ニ際臨スル組合員ヲ参加セシメサルコト
- (3) 未成年者ヲ召集セシメサル様豫メ参加團體ニ注意ヲ與ヘ置クコト

(4) 棍棒杖樂器類並ニ爆竹及煙火類其他危險物件ヲ携帶シ又ハ使用セシメサルコト

(5) 酒氣ヲ帶ヒ異様ノ服装ヲ為シタル者ヲ参加セシメサルコト

(6) 會場ニ召集スル途中及散會ノ際ハ三々伍々集散シ其ノ途中ニ於テハ歌ヲ唱ヒ或ハ示威的行動ヲ為サ、ルコト及旗幟ハ之ヲ分解シ携帶スルコト

(7) 何人ト雖モ途中ヨリ行列ニ参加セシメサルコト

六 集會ニ對スル注意

- (1) 司會者ハ集合地並解散地所轄警察署ニ規定ノ届出ヲナスコト
- (2) 衆士ノ氏名所屬組令名ハ司會者ヨリ五月一日午前九時迄ニ集合地所轄警察署ニ届出ヲ為シ夫レ以外ノ者ニハ演説ヲ為サシメサルコト

(3) 宣言及決議文ノ朗讀ハ豫メ承認ヲ得タル者ニ限ル

(4) 集合地解散地又ハ行列途中ニ於テハ宣傳ビラ類ヲ撒布セシメサルコト

(5) 合唱スル勞働歌ハ例年ノメーデー歌ニ限ルコト

(6) 司會者ハ参加者ニ對シ行列出發前ニ途上及解散後ニ於テ喧噪ニ亘ルカ如キコト眞キ様豫メ注意ヲ與ヘ置クコト

七 旗幟並標語ニ對スル制限

當日使用スル旗幟ノ數ハ拾本トシ種類ハ左ノ道ノモノトス但旗竿ノ尖端槍先ニ類スルモノハ之ヲ撤去スルコト